

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 20 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第16号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(184) (略) <u>(184)の2 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第4条第1項の規定による農業用ため池の設置の届出を受理すること。</u> <u>(184)の3 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項の規定による届出事項に係る変更又は廃止の届出を受理すること。</u> <u>(184)の4 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第6条の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</u> <u>(184)の5 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項の規定により、特定農業用ため池の指定を行うこと。</u> <u>(184)の6 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第2項の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。</u> <u>(184)の7 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第3項の規定により、特定農業用ため池の指定をした旨を公示すること。</u> <u>(184)の8 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第4項の規定による申出を受けること。</u> <u>(184)の9 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第5項において準用する同条第2項及び第3項の規定により、関係市町村長の意見を聴き、及び特定農業用ため池の指定の解除をした旨を公示すること。</u> <u>(184)の10 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項の規定による許可をすること。</u> <u>(184)の11 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第3項の規定による協議に応ずること。</u> <u>(184)の12 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による防災工事に関する計画の届出を受理すること。</u> <u>(184)の13 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第2項の規定により、届出に係る</u>	(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(184) (略)

計画の変更を命ずること。

(184)の14 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第1項の規定により、管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に立入調査等を行わせること。

(184)の15 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第2項の規定により、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせ、及び同条第3項の規定により、当該土地の占有者に通知すること。

(184)の16 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第8項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(184)の17 農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第1項の規定による既存農業用ため池の届出を受理すること。

(184)の18 農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第2項の規定による届出事項に係る変更の届出を受理すること。

(184)の19 農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第3項の規定により、期間内に届出をすべき旨を催告すること。

(184)の20 農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第4項の規定による市町村長からの通知を受理すること。

(185)～(544) (略)

2～10 (略)

(185)～(544) (略)

2～10 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。